

(別紙)

台湾向け生果実検疫実施要領（平成 18 年 2 月 7 日付け 17 消安第 11342 号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録)</p> <p>第3 生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録は、以下により行うものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 選果こん包施設の登録及び公表</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 植物防疫官は、登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、都道府県へ速やかに変更後の選果こん包施設一覧表の通知を行うとともに、<u>植物防疫課長</u>へ報告するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(検品の実施)</p> <p>第6 登録選果こん包施設で選果こん包された生果実の検品を登録選果こん包施設以外の施設で実施する場合には、以下により行うものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 検品技術員は、検品した結果について、台湾向け生果実検品記録台帳（第5号様式）に記録し、当該台帳を保管するとともに、第5で交付された実施報告書の余白に、検品施設名、検品実施年月日、検品実施時間、<u>廃棄数量及び検品技術員氏名を記入すること。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(台湾側検査官による査察)</p> <p>第7 台湾植物検疫当局検査官（以下「台湾側検査官」という。）による登録生産園地及び登録選果こん包施設の査察は、以下により行うものとする。</p> <p>1 <u>登録選果こん包施設の責任者等（当該責任者等から、招へいに係る事</u></p>	<p>(生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録)</p> <p>第3 生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録は、以下により行うものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 選果こん包施設の登録及び公表</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 植物防疫官は、登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、都道府県へ速やかに変更後の選果こん包施設一覧表の通知を行うとともに、<u>に植物防疫課長</u>へ報告するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(検品の実施)</p> <p>第6 登録選果こん包施設で選果こん包された生果実の検品を登録選果こん包施設以外の施設で実施する場合には、以下により行うものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 検品技術員は、検品した結果について、台湾向け生果実検品記録台帳（第5号様式）に記録し、当該台帳を保管するとともに、第5で交付された実施報告書の余白に、検品施設名、検品実施年月日、検品実施時間<u>及び廃棄数量を記入し、署名すること。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(台湾側検査官による査察)</p> <p>第7 台湾植物検疫当局検査官（以下「台湾側検査官」という。）による登録生産園地及び登録選果こん包施設の査察は、以下により行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

務の委任を受けた関係団体を含む。)は、台湾側検査官の招へいに係る費用(往復航空運賃、日本国内移動費、通訳に係る費用、滞在費、送迎に係る費用等)を負担し、招へいに係る事務を行うものとする。

2～4 (略)

(台湾植物検疫当局の輸入検査でモモシクイガが発見された場合の対応)

第9 植物防疫官は、台湾植物検疫当局による輸入検査時において、モモシクイガの発見報告を受けた場合には、以下のとおり対応するものとする。

1 (略)

2 輸出年度において2回目の発見報告を受けた場合

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県から(2)の報告を受けた植物防疫官は、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、植物防疫所長を通じて植物防疫課長に報告するものとし、植物防疫課長は、台湾植物検疫当局に報告するものとする。

(4)・(5) (略)

1～3 (略)

(台湾植物検疫当局の輸入検査でモモシクイガが発見された場合の対応)

第9 植物防疫官は、台湾植物検疫当局による輸入検査時において、モモシクイガの発見報告を受けた場合には、以下のとおり対応するものとする。

1 (略)

2 輸出年度において2回目の発見報告を受けた場合

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県から(2)の報告を受けた植物防疫官は、必要に応じて現地確認を行い、報告内容が適切であると認めた場合には、植物防疫所長を通じて植物防疫課長に報告するものとし、植物防疫課長は、台湾植物検疫当局に報告するものとする。

(4)・(5) (略)

第5号様式

台湾向け生果実検品記録台帳

検品施設名 年 月 日

選果こん包の情報					検品の情報				
選果こん包施設名	選果こん包施設コード	実施年月日	品目 (品種)	選果こん包数量 (梱数・数量)	実施年月日	実施時間	検品数量 (梱数・数量)	除去数量 (梱数・数量)	担当検品 技術員

(注) 台湾向け生果実選果こん包実施報告書の余白に検品施設名、検品実施年月日、検品実施時間、廃棄数量及び検品技術員氏名を記入すること。

第5号様式

台湾向け生果実検品記録台帳

検品施設名 年 月 日

選果こん包の情報					検品の情報				
選果こん包施設名	選果こん包施設コード	実施年月日	品目 (品種)	選果こん包数量 (梱数・数量)	実施年月日	実施時間	検品数量 (梱数・数量)	除去数量 (梱数・数量)	担当検品 技術員

(注) 台湾向け生果実選果こん包実施報告書の余白に検品施設名、検品実施年月日、検品実施時間、廃棄数量及び検品技術員氏名を記入し、署名すること。

附 則

この通知は、令和8年3月31日から施行する。